

ネオス株式会社

第7期 計算書類

自 2025年3月1日
至 2026年2月28日

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,426,652 | 流動負債 | 1,272,314 |
| 現金及び預金 | 479,281 | 買掛金 | 205,562 |
| 売掛金 | 441,279 | 関係会社短期借入金 | 600,000 |
| 契約資産 | 306,035 | 未払費用 | 184,614 |
| 仕掛品 | 5,916 | 未払法人税等 | 1,620 |
| 未収入金 | 12,913 | 契約負債 | 41,864 |
| 未収還付法人税 | 32,872 | 賞与引当金 | 216,434 |
| 前払費用 | 123,312 | その他 | 22,218 |
| その他 | 25,218 | | |
| 貸倒引当金 | △176 | 固定負債 | 7,027 |
| 固定資産 | 1,531,234 | 資産除去債務 | 4,843 |
| 有形固定資産 | 36,554 | その他 | 2,183 |
| 建物 | 21,686 | | |
| 器具備品 | 14,218 | 負債合計 | 1,279,342 |
| 建設仮勘定 | 649 | | |
| 無形固定資産 | 1,157,992 | (純資産の部) | |
| 商標権 | 2,497 | 株主資本 | 1,678,545 |
| ソフトウェア | 422,474 | 資本金 | 100,000 |
| ソフトウェア仮勘定 | 726,423 | 資本剰余金 | 1,272,974 |
| その他 | 6,596 | 資本準備金 | 25,000 |
| 投資その他の資産 | 336,688 | その他資本剰余金 | 1,247,974 |
| 投資有価証券 | 29,998 | 利益剰余金 | 305,571 |
| 繰延税金資産 | 166,338 | その他利益剰余金 | 305,571 |
| 差入保証金 | 132,596 | 繰越利益剰余金 | 305,571 |
| 長期前払費用 | 7,754 | | |
| | | 純資産合計 | 1,678,545 |
| 資産合計 | 2,957,887 | 負債及び純資産合計 | 2,957,887 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 建物 | 8年～18年 |
| 器具備品 | 3年～15年 |

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）による定額法を採用しております。

また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と、販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

当事業年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、ライフデザイン事業、AI&クラウド事業の2つの事業を主要な事業としており、主に受注制作ソフトウェアや製品を顧客に引き渡すこと、一定期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。事業の形態に関わらず、約束した財又はサービスの支配が顧客に一時点で移転される場合は、履行義務を充足した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

また、ライフデザイン事業及びAI&クラウド事業における受注ソフトウェアに関しては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

② グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。